様式第2号（第6条関係）

定額減税補足給付金（不足額給付分）（※）申請書

※定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年度に実施された所得税・個人住民税所得割の定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じる者等に対し、黒滝村によって給付するものです。
【申請できる方】
令和6年1月2日以降に黒滝村外から黒滝村に転入した方、青色事業専従者又は事業専従者の方、合計所得金額48万円超の方又は7月以降に税額変更（扶養人数の変更等）があった方。
※裏面の支給要件を確認してください。

支給市区町村 （令和6年度個人住民税の課税市区町村）
黒滝村　長殿

黒滝村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

**※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方や転入してきた方などが使用するものです。
様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。**

**※本様式を提出いただいた場合、黒滝村において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。**

1. 申請者

（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日	電話　（　）

【代理申請を行う場合】

	（フリガナ） 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人			男・女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日	電話　（　）

上記の者を代理人と認め、 調整給付金申請書の提出を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名

2. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）

以下のいずれか一つのチェック欄（□）にレを入れてください。

□　①**マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座**への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

□　②**下記の現に使用している申請者名義の口座**への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
□ 水道料引落口座　□ 住民税等の引落口座　□ 児童手当等の受給口座　（希望する場合はいずれか1つをチェック）
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税担当課等に照会することを承諾します。

□　③**下記の口座**への振込を希望します。
（**通帳等の写しを本様式に添付する必要があります**。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（カナ） ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）		通帳番号 （右詰めでご記入下さい）	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1　　※			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、黒滝村役場住民生活課（電話0747-62-2031）までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ **以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**

Ⅰ 下記の支給要件に当てはまる場合、黒滝村において算定した支給額が支給されます。黒滝村における算定の結果、0円となった場合には調整給付金は支給されません。

【支給要件】
(1)調整給付金(当初調整給付分)との差額がある方:
①+②(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合は切り上げる。)−③>0
① 所得税の所要額:3万円×減税対象人数※1 − 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
②個人住民税所得割の所要額:1万円×減税対象人数※2 − 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
③ 調整給付金(当初調整給付分の額)

(2)事業専従者または合計所得金額48万円超の方(以下の条件を満たすこと):原則として4万円が支給されます。本村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円
・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超え、定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年分個人住民税所得割額が0円である者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、非課税世帯向け給付金の対象世帯でなかった。
・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円である者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、非課税世帯等向け給付金の対象世帯ではなかった。

Ⅱ 調整給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、黒滝村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

Ⅲ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

☐ **『調整給付金(不足額給付分) 申請書』**
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(一枚目表面)
- ☐ 振込口座(一枚目表面)
- ☐ 誓約・同意事項(一枚目裏面上部)
- ☐ 署名(一枚目裏面下部)

☐ **『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』**
※ 給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ **『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』**

※ 申請者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください**。

☐ **『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした場合のみ)**

※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を**2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください**。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか１つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「２．振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。
※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座 未登録の方	**マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に 公金受取口座を登録いただけます。 登録は給付金の支給要件ではありません。** **「公金受取口座」の概要及び登録はこちら** （公金受取口座制度とは） 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の